

第160回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

令和4年4月21日（木）

沖縄総合事務局

# 第160回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和4年4月21日（木）11時00分  
場 所 沖縄総合事務局5階「聴聞室兼会議室」

## 出席者：

公益委員 上原委員、赤嶺委員、豊川委員、大城委員  
労働者委員 漢那委員、柴田委員、島仲委員  
使用者委員 宮城委員、桃原委員、亀谷委員

沖縄総合事務局 古謝課長、山口海事振興調整官  
比屋根補佐、池原係長

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第159回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### （配付資料）

資料1. 第159回船員部会の議事録（案）

資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和4年3月分）

資料3. 船員法施行規則等の改正

【参考資料1】令和3年度卒業者進路状況一覧表

【参考資料2】船員部会名簿（委員・事務局）令和4年4月現在

## **上原部会長**

それでは、早速ですが時間となっておりますので、ただいまから 160 回の船員部会を始めさせていただきます。

まず初めに、本日の出席者の状況と配布資料の確認を事務局からお願ひいたします。

## **事務局（池原係長）**

本日は、公益委員 4 名、労働者委員 3 名、使用者委員 3 名が出席されており、船員部会運営規則第 9 条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、今回の船員部会の配付資料を確認させていただきます。

（配付資料の確認）

## **上原部会長**

ありがとうございます。

それでは、早速議事の内容に入っていきます。

まず初めに、前回 159 回船員部会について、議事録が事前にメールにて配信されているかと思います。その内容について何か御質問、意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

## **亀谷委員**

私の発言で、5 ページ上から 3 行目の「漁業」を「フェア」に訂正ください。

## **上原部会長**

そのほかありますでしょうか。

それでは、前回の議事録については一部訂正の上、承認ということをさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。なお、御質問が最後に受け付けます。

## **事務局（比屋根補佐）**

令和 4 年 3 月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

### **●求人状況について**

新規求人数は 10 件でした。

前月に比べ 2 件減少、また、前年同月に比べ 3 件増加となっております。

月間有効求人数は 22 件でした。

前月に比べ 4 件減少、また、前年同月に比べ 2 件増加となっており

ます。

月間有効求人数の内訳は、商船等21件、漁船1件となっております。

月末未済求人数は10件でした。

#### ●求職状況について

新規求職数は12名でした。

前月と比べ7件増加、また、前年同月と比べ9名増加となっております。

新規求職数の内訳は、商船等9名、漁船1名となっております。

#### ●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

3月の新規求職者12名の退職理由は、自己都合が6名、期間満了が2名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管外が5名、管内が3名となっております。

#### ●求職状況について

月間有効求職数は17名でした。

前月に比べ1名減少、また、前年同月に比べ2名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等12名、漁船5名となっております。

月末未済求職数は13名でした。

#### ●成立状況について

3月は1件でした。

#### ●求人倍率について

3月の月間有効求人倍率は、1.29倍でした。

前月に比べ0.15ポイント減少、前年同月に比べ0.24ポイント増加となっております。

#### ●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は1名、支給延べ件数は1件です。

基本手当支給額は、162,459円でした。

その他、再就職手当および高年齢求職者給付金の支給があり、再就職手当支給額は商船等381,654円、漁船326,524円、就業促進定着手当支給額は商船等で389,186円。

高年齢求職者給付金の支給額は商船等で295,200円、漁船3

17,350円、総支給額は1,872,355円でした。

以上、管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

### **上原部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等ありますでしょうか。

### **桃原委員**

ここ数か月でみると求職・求人件数がある程度ありますが、成立件数が無い状態がみられます何か要因等はありますか。

### **事務局（池原係長）**

成立数については、こちらから紹介を行ったものの成立数をカウントすることになります。

例えば求職者の方が自ら職を探したということになれば、成立数に入りませんので、それも要因かと思われます。

### **豊川委員**

こちらの件に関しては特に質問はありませんが、3月末のデータで、今年と昨年の比較があります。

例えばコロナ禍前と比較することで、どのような推移がみられるか可能であれば過去5年程度の記録が確認できればと思います。

以上です。

### **上原部会長**

ありがとうございます。

そのほかありますか。よろしいですか。

それでは、管内の雇用状況については、これにて閉じさせていただきます。

引き続き「意見交換」に入りたいと思いますが、何か意見等お持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、漢那委員どうぞ。

### **漢那委員**

3月の海員春闘、要するに海員組合の労働協約改定交渉が中央の交渉で、内航が500円、船長の水先慰労金が1,000円、その他休日割増手当が7.5割増で妥結しております。

カーフェリーは、今コロナ禍でお客さんの客が激減しております、3分の2の会社が赤字経営状態になっていることもあるので、一応5

00円相当額の改定となりました。

また、以前にお話しした九州管内のJR九州のクイーンビートルという船がパナマ船籍の登録で10月に就航しております。

パナマ船籍の何が問題かと申しますと、10年ほど前かパナマ船籍の船で日本人の船長がフィリピン人船員に殺害された事件がありました。

その際にパナマの裁判を受け、そのフィリピン人船員が無罪となつた事例がありました。

そういう関係もあり、国内航路を運航するパナマ船籍が横行してくると乗組員やお客様への違法行為があったとしても日本の司法が入れない。

また、国内航路に外国籍船を運航すると安全保障上の問題のほか、カボタージュ規制に関わる問題になります。

カボタージュ規制は、国内輸送は自国の船を運行するというのが全世界でも通例であります。

その中で、パナマ船籍にするメリットとして一つに税金の関係があります。参加されている使用者委員の所有船舶や他の船舶については、日本国籍で納税しています。

JR九州に対して、海員組合は全面的に反対運動を行い、5月から日本国籍に変える形で解決を図っております。

このカボタージュ規制というのは、沖縄に関わると台湾と与那国の航路が出てきた場合、大きな問題に関わってきますので、注視しながら沖縄総合事務局からも、このカボタージュ規制堅持を守っていただけるように、そのような会社がありましたら指導をお願いしたいと思います。

### 上原部会長

興味深い話ありがとうございます。

この件に関して何かありますでしょうか。よろしいですか。

そのほか何か意見のある方いらっしゃいますか。

ないようでしたら、添付資料で高校生の就職一覧表などいろいろあるので、その点について事務局から説明いただけますか。

### 事務局（池原係長）

議事次第の資料3カラー刷りの両面、船員法施行規則等の改正について、私から説明させていただきます。

船員法施行規則については、中央の船員部会及び船員の健康確保に関する検討会の取りまとめ報告を踏まえまして、大きく表の①から④の項目が改正されております。改正の趣旨としましては、船員

の特殊な職場・労働環境下において、高ストレス者の割合や生活習慣病などの健康リスクが高い状況にあると報告がございました。一方、船員の健康管理に関しては、船舶所有者の自主的な取組に任せられておりまして、制度が設けられておりませんでした。

また、身体的不調や長時間労働への対応についても十分な専門的知見を求める仕組みがないことから、陸上における取組も参考に規制の改正が行われております。

続いて船員労働安全衛生規制についての改正になります。

これまで高所作業などで使用されておりました命綱及び安全ベルトが墜落制止用器具に変更する改正内容となります。陸上では先に、2019年に労働安全衛生法の改正により、こちらの墜落制止用器具が義務化されております。

こちらは、これまでの安全ベルトは落下時に腹部や胸部に力が集中するということで、改正された墜落制止用器具については肩など複数箇所に負荷が分散されますので、使用者にとっては負担の軽減が図れています。

また、当該器具のフルハーネス型を使用して作業を行う場合の教育についても規定されています。

こちら改正については、本省海事局から改正に関する説明会を予定されているということで、そこで詳細な資料があれば、部会の場で報告したいと思います。

続きまして、卒業者進路状況一覧表になります。

こちらについては沖縄水産高校と宮古島にある宮古総合実業高校の卒業者の進路状況となります。

学校の協力をいただきまして、令和3年度に卒業の生徒の海上に関する就職及び進学の状況を表にして記載しております。

以上になります。

### **上原部会長**

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何か御意見等ある方いらっしゃいますか。

### **漢那委員**

この船員の健康確保について、制度や法律を変更するたびに全て船舶所有者の負担によりとされています。

これまで燃料油、CO<sub>2</sub>、スクラバーの改正も全て会社負担にしていくこと自体、政府が会社に対して締め付けを強くしているように思える。

改正等による会社の負担を補助金で軽減できないか。

また、これについて罰則規定はどうなっているのか。

## 事務局（池原係長）

罰則規定については調べさせていただきます。

## 漢那委員

罰則規定については、船員法の施行規則に入ってくると思いますが、例えば知らずに行わなかった会社が出てくるかもしれません。

そのような場合の罰則や指導は沖縄総合事務局が実施すると思いますが、これを実施させるためにどのようにするのかも明確にされていないので、また次回にでも教えてください。

## 事務局（池原係長）

その件も含めて確認します。

加えて、夏頃に本省説明会が予定されていますので、参加者から質疑等取りまとめた、資料が集まりましたら紹介させていただきます。

## 柴田委員

一つだけ、今のところですけども、③の過重労働対策というところで、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対して、1週間40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間。

要するに時間外かと思うのですけども、それが1か月80時間を超え、かつ疲労蓄積が見られ船員への医師による面接指導の実施を義務つけと書いてあります。

これ労使協定の中で1か月の時間外は、56時間だったと記憶していますが、それよりも80時間というところにもう一つボーダーを設けて、面接指導の、医師による面接指導の実施を義務つけという、その時間外での労使協定で決めている56時間と、この80時間というところがリンクしているか疑問に思います。

その辺詳細を教えてほしいです。基本的に労使協定56時間を超える場合であれば僕も理解するところですけど、56から80時間ってかなり差があるので、総労働時間なのか、ただ読み解くと80時間というのが1週40時間を超えての部分なので、時間外かと読みますけど、その辺を次回でもいいので教えてください。

## 上原部会長

はい、ありがとうございます。

そのほか御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

大城委員どうぞ。

### **大城委員**

80時間というのが過労死のボーダーラインになりますし、多分時間外ではないでしょうか。

### **柴田委員**

一応、陸上のほうの過労死ラインもありますが、船員さんも働き過ぎだよねという話はずっと出ています。ただ労使協定の中で56時間の協定で限度を定めています。

その80時間をこの過労死ラインと設定してやるとかではなくて、基本的にこの56時間以内で時間外おさめましょうよというのが、僕はこの船員さんのルールだと思っているので、陸上の過労死ラインの設定をそのままスライドしてもってみるとなると、労使協定56時間、過労死80時間ですよと言われたらその労使協定自体がおかしくなりませんでしょうか。

### **漢那委員**

基本的にはその数字ですけど、労使合意があれば問題ないということですね、会社と。それはどうでしょうか。

### **事務局（池原係長）**

この件についても調べさせてください。

### **漢那委員**

法律でも、労使合意があればいろんな形でも、みんなクリアはできるのかなと思うので、そこら辺もやらないと、これにくくられてしまうとおかしくなります。

### **柴田委員**

今ところ、以前の労使協定のフォームでいうと56時間が限度だと思います。

時間外の限度が、例えば80時間をリミットとして、何十時間超えたときには医師のこういう面談が必要とか、そういう文言とか一切ない。

### **漢那委員**

これ超えてもいいという解釈ですよね。80時間を超えかつ、そのときは面接指導を実施する。疲労蓄積が見られる船員って誰が判断するのですか。船員、船長どちらがやるのでしょうか。

**柴田委員**

56時間で労使合意していて、それ以上に働かせるというのが、僕はよく分からぬところです。80時間で設定しているのであれば分かりますが。

**漢那委員**

また詳細が分かればお願いします。

**上原部会長**

事務局のほうで、もし次回までに分かるようであれば、よろしくお願いします。

そのほかありますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の日程等について、事務局からよろしくお願ひいたします。

**柴田委員**

来月ですが、19日に出張があり島仲委員も同じ会議に出席を予定しています。日程の調整をお願いできますか。

**上原部会長**

今回、全員そろっていますので調整しましょうか。26日はいかがでしょうか。

**事務局（池原係長）**

当日の会議室を確認しまして、後ほど連絡いたします。

**上原部会長**

それでは、以上をもちまして本日の部会を閉会いたします。ありがとうございました。